

1 関係する法令等

いじめ防止対策推進法（基本理念）第三条（抜粋）

- ・学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- ・国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他関係者の連携の下

- ・いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。
- ・社会総がかりでいじめの問題に対峙する必要がある。

【国のいじめ防止基本方針】

- ・いじめの問題の克服に向けて、（中略）県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
- ・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため（中略）学校と家庭と、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

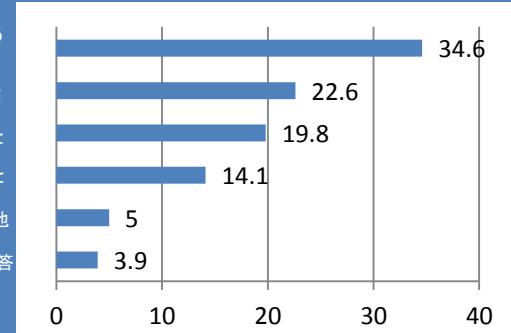
【高知県いじめ防止基本方針】

社会総がかり・県民総ぐるみ

2 いじめ防止に関する高知県民の意識

Q. いじめをなくすためには、何が重要だと思いますか。（1つだけ○印）

- ・社会全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を広げること
- ・子どもが安心して過ごせる家庭をつくること
- ・いじめを生じさせない学校づくりを進めること
- ・地域ぐるみで子どもを見守り育てること
- ・その他
- ・無回答



（平成27年度県民世論調査より）

いじめ防止の問題は、社会全体で取り組むことが大切であるという県民意識

いじめの未然防止は、学校だけでなく、地域ぐるみで取り組む必要がある。そのために、保護者、地域、関係団体、関係機関等が、連携・協働して子どもを見守り、学校を支えていく必要がある。

3 他県の取組（いじめを切り口とした地域との連携・協働）

(1) 学校支援地域本部事業「いじめ対応型」の取組（滋賀県）

学校支援地域本部事業の仕組みを活用し、いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携を行う市町に対して助成等の支援を行い、いじめの早期発見・早期対応・抑止力の醸成を図る。

(2) 小山市いじめ等防止会議の取組（栃木県小山市）

家庭・学校・地域・行政が連携して「小山市いじめ等防止市民会議」を立ち上げ、「おやまのよい子を育てる大人宣言」を採択し、商工会と連携して各店舗にポスターを掲示した。昨年度は「大人宣言」を受けて委員が「大人の言葉遣い」について協議した。

(3) 地域共同ネットの取組（山口県）

学校・家庭・地域の連携に関する取組を、概ね中学校区をひとまとまりとした総合的・俯瞰的な体制づくりで推進する仕組み。

(4) 地元企業と連携した取組（静岡県島田市）

地域の企業の協力を受け、電信柱にいじめ防止に関する標語看板を設置。

いじめ防止を明確に位置付けた取組は多くない。既存の組織同士の連携体制やボランティアの人材確保等の課題もあげられている。